

**新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策に伴う多摩川競走
場臨時従事員の休業手当の支給に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和2年3月16日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、無観客開催を実施することに伴い、多摩川競走場臨時従事員に対し休業手当を支給したいので、この条例案を提出いたします。

**新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策に伴う多摩川競走
場臨時従事員の休業手当の支給に関する条例**

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、無観客でのモーターボート競走の開催による多摩川モーターボート競走場の閉館に伴い、多摩川競走場臨時従事員（以下「従事員」という。）に対し休業手当を支給することについて、多摩川競走場臨時従事員の給与の種類および基準に関する条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(休業手当の支給)

第2条 無観客でモーターボート競走を開催する期間に雇用している従事員（勤務するものを除く。）に対し、条例第4条に規定する基本賃金の100分の60以上を休業手当として支給する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月28日から適用する。